標柱三号から五四度二一分一三秒
六四・九三九メートルの地点　四号
標柱四号から一〇五度四九分二〇秒
六〇・五七六メートルの地点　五号
標柱五号から一八六度二五分四九秒
五三・九五五メートルの地点　六号
標柱六号から二五九度五三分五二秒
二四・四六五メートルの地点　七号
標柱七号から二二四度〇八分〇五秒
一二四・四九一メートルの地点　八号
標柱八号から二七〇度一二分四六秒
七〇・一〇八メートルの地点　九号
標柱九号から三三三度五七分四一秒
八七・五七四メートルの地点　十号
標柱十号から三一二度三六分五四秒
六八・六一一メートルの地点　十一号
二　桜洞
長野県木曽郡南木曽町読書三七五七の二番地内四等三角点読書小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から五二度二一分二九秒
八一五・二九〇メートルの地点　一号
標柱一号から八七度三三分五二秒
四八・六四一メートルの地点　二号
標柱二号から三四度四九分三一秒
一七・七八八メートルの地点　三号
標柱三号から三三一度三〇分二六秒
一九・九四九メートルの地点　四号
標柱四号から二二度五九分四七秒
三一・六一九メートルの地点　五号
標柱五号から四度〇五分四四秒
四七・九四四メートルの地点　六号
標柱六号から一二三度五五分五五秒
一九・四〇四メートルの地点　七号
標柱七号から一七五度一五分四二秒
四二・六五一メートルの地点　八号
標柱八号から二〇六度一二分〇八秒
二四・七七六メートルの地点　九号
標柱九号から一四四度五九分四七秒
二五・二五一メートルの地点　十号
標柱十号から一七三度三九分四七秒
三八・〇六三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二二度二五分五七秒
一二三・〇四五メートルの地点　十二号
標柱十二号から七五度二四分二九秒
五二・五一九メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四五度四七分四九秒
三〇・一二六メートルの地点　十四号
標柱十四号から二三二度四一分五三秒
一〇六・八八八メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九四度一七分一三秒
一八〇・〇一〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から三三四度一二分四六秒
六八・八九〇メートルの地点　十七号

○防衛省告示第二百三十九号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件（昭和五十年総理府告示第四号）の一部を次のように改正したので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十五年十二月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

表岩手山中演習場の項中「岩手県岩手郡滝沢村」を「滝沢市」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。

○山口県公安委員会告示第六十五号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

山口県公安委員会委員長　光井　一彦

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年十二月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百四十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百四十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年十二月二十六日まで

○佐賀県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

佐賀県公安委員会委員長　諸隈　博子

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

○長崎県公安委員会告示第三十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日

長崎県公安委員会委員長　大井久美子